

# コンセッション方式のスキーム構築に係る 主な論点について

---

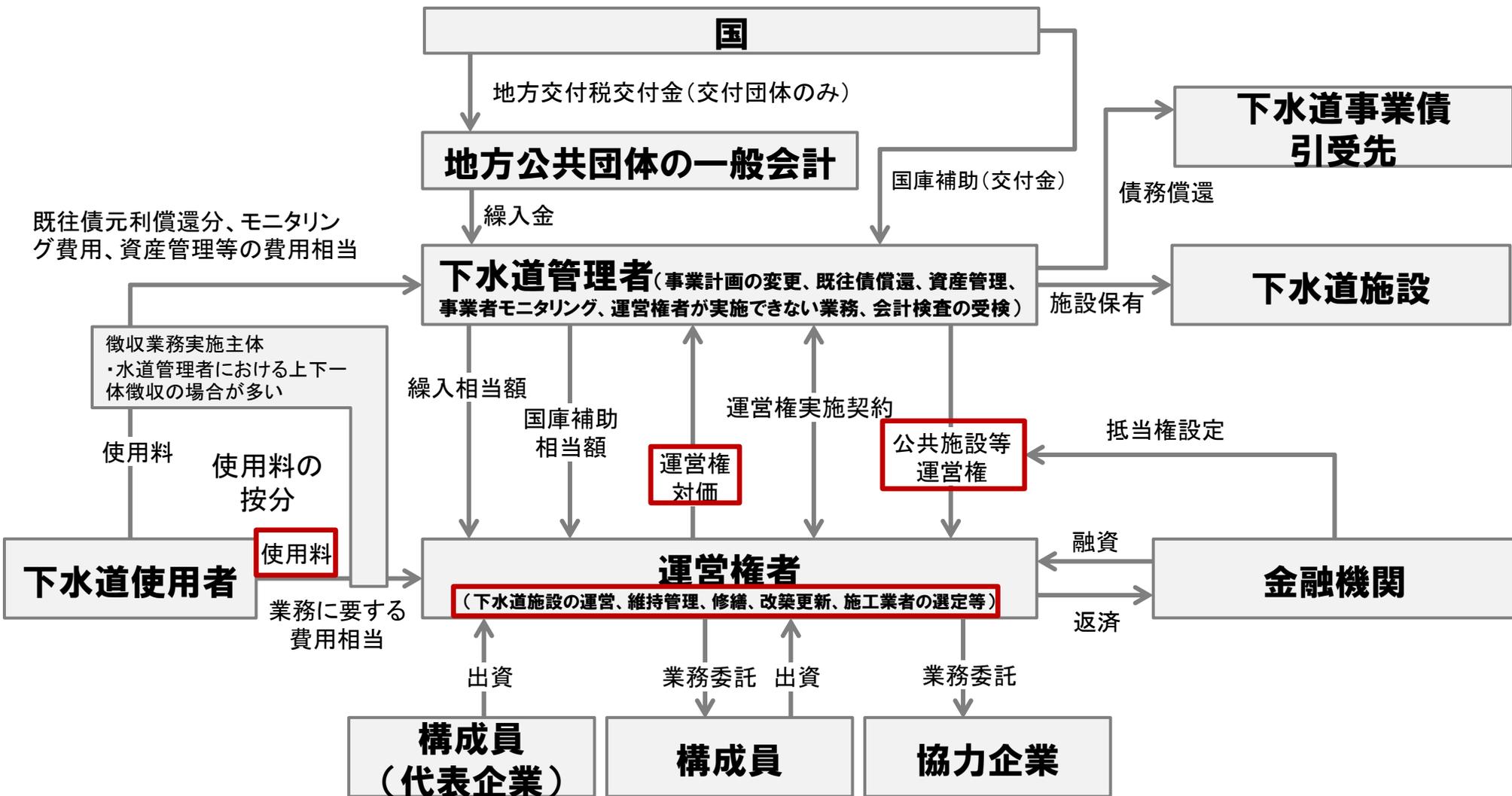
PPP/PFIアクションプランで示された事業類型と目標額等(第5回検討回資料に加筆)

	①	②	③	④	⑤
	延べ払い型PFI事業 (従来型)	公共施設等運営権制度を 活用したPFI事業 (コンセッション方式)	収益施設の併設など利用 料金等で費用を回収する PFI事業等	公的不動産の有効活用な ど民間の提案を生かした PPP事業	その他
スキーム	<p>税金 → 延べ払い → 事業者 → 建設・運営 → 公共施設</p>	<p>税金 → 建設 → 公共施設 → 運営権者 → 料金収入 → 運営 → 税金</p>	<p>税金 → 公共施設 → 関連事業からの収入 → 事業者 → (建設・) 運営 → 税金</p>	<p>税金 → 公共施設 → 民間施設からの収入 → 事業者 → (建設・) 運営 → 税金</p> <p>(公共施設も民間が提案)</p>	<p>○維持管理等において 業績と連動とした契 約とする</p> <p>○複数の施設の改修や 維持管理等を束ねた 包括的な実施</p> <p>など</p>
	100%公的負担	建設費 > 対価の場合は、 差額部分が公共負担	関連事業からの収入に より、公的負担を軽減	民間施設からの収益に よっては公的負担を限り なくゼロにすることが可能	
今後10年間の 目標額	—	2～3兆円	3～4兆円	2兆円	3兆円
下水道で想定 される事業	・下水汚泥利用型のPFI など	・水処理や汚泥処理・ 利用のコンセッション 方式 など	・下水道施設と商業ビル の合築 ・消化ガス発電事業	・処理上の上部空間を 活用した太陽光発電 など	・包括的民間委託 ・DBO など

出所)内閣府PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランを元に作成のうえ、下水道での想定事業を国土交通省にて加筆。目標額は、全インフラの合計値。

## 【コンセッション方式の特長】

- 運営権者は、「公共施設等運営権」が付与され、下水道使用料等を収入とし、運営等の業務を実施する。
- 下水道管理者は、運営権者から、公共施設等を運営して利用料金を收受する権利に対する対価（運営権対価）を徴収することができる。



## 事業開始前

**下水道管理者**

**運営権者(又は応募者)**

### 事業条件の大枠の決定

**募集要項の決定**  
 ・ 事業者に要求するサービスレベル（要求水準）決定

**実施方針に関する条例の制定**  
 ・ 使用料の大枠等の決定

### 提案書の作成、審査

**提案書の審査**  
 ● 運営権者のノウハウや競争により、管理者が実施する場合よりも低廉で良好なサービス提供が可能かを審査し、最も優れた事業者を決定

**提案書の作成**  
 ● 維持管理業務の内容や方法  
 ● 改築更新の内容や時期  
 ● 運営権対価や使用料水準に関する提案

競争に基づく効率化、高度化

### 事業者の決定と事業開始準備

(必要に応じ)事業計画の変更

契約の締結

運営開始準備

・ 使用料の決定と管理者への届出

## 事業開始後

### 業務の実施

**既往債の償還**  
 ● 下水道管理者が契約以前に発行した下水道事業債を償還

**モニタリング**  
 ● 契約書等によって合意したサービス水準、業務内容を運営権者が実施しているかを確認

**法定業務等**  
 ● 流総計画、事業計画等の策定・変更  
 ● 下水道管理者が行うとされる指示、命令等の発出  
 ● 下水道会計の管理等

**維持管理業務実施**  
 ・ 契約範囲に応じた、処理場および管路の運転、維持管理、調査点検、修繕業務等の実施

**改築パッケージ型**  
 ・ 提案内容に基づき改築更新業務を実施  
 ・ 維持管理業務の結果に応じて必要な改築業務の内容や時期について必要な見直し（下水道法や構造令を遵守）

契約期間中の生産性向上による効率化、高度化

項目	主な論点	
1. 法制度	①運営権者が実施できる業務・下水道管理者が引き続き行う業務について	
	②改築工事の取り扱いについて	
	③有資格者の設置義務について	
	④使用料について	ア. 運営権者が収受する使用料の決定方法について
		イ. 運営権者が収受する使用料の算定について (利潤の考え方について)
		ウ. 下水道管理者と運営権者による使用料の個別徴収について
		エ. 使用料の水道との一体的な徴収について
オ. 運営権者による使用料の強制徴収について		
⑤契約期間について		
2. 財源とその流れ	①下水道事業の財源構成について	
	②財源の前提条件	
	③使用料及び一般会計繰出金の配分について	
	④使用料の配分方法について	
	⑤財源とその流れ	
	⑥運営権対価の支払い方法について(一括、分割)	

# 論点1-①：運営権者が実施できる業務・下水道管理者が引き続き行う業務について

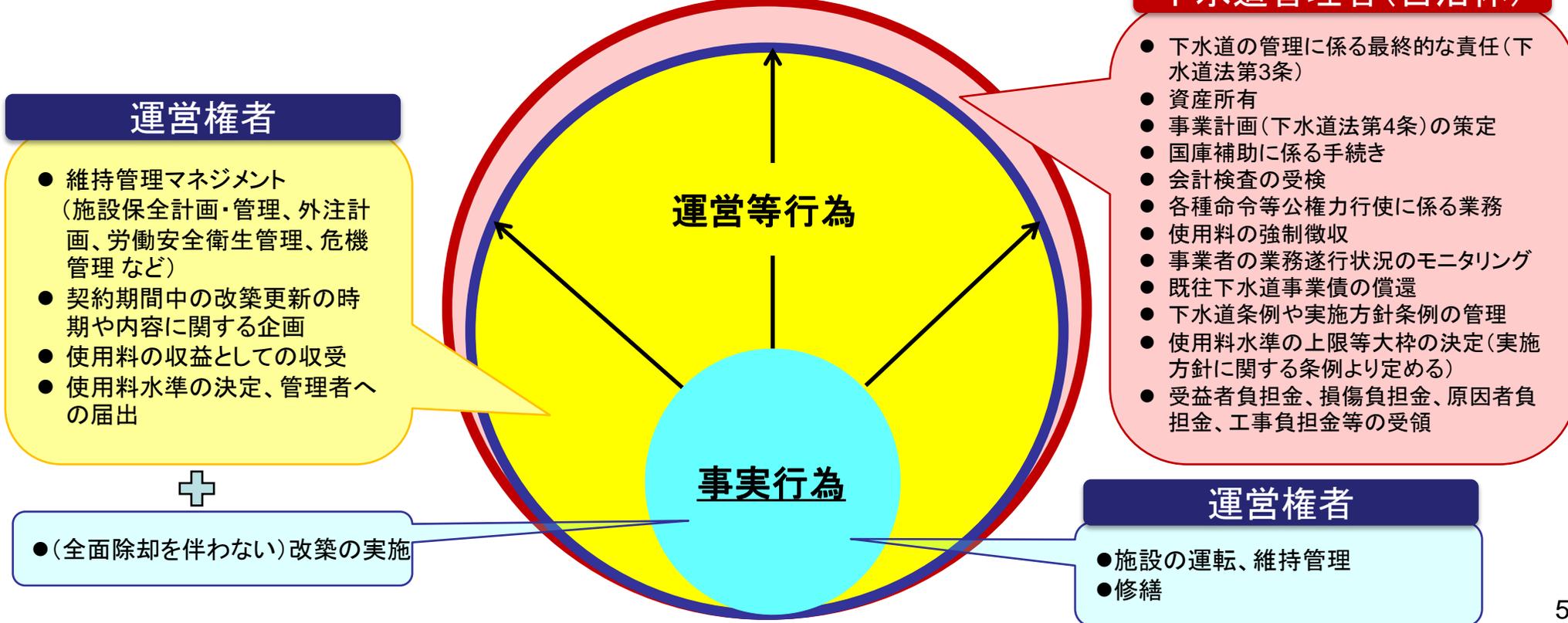
## 【論点1-①】

● PFI法の公共施設等運営権事業(コンセッション方式)による場合、運営権者はどのような業務を実施することができるか。

### 【考え方】

- PFI法第2条第6項において「公共施設等について、運営等(運営、維持管理並びに企画)を行う」とされている。
- したがって、運営権者は下水道施設の維持管理マネジメント、改築更新等に係る企画及び使用料の收受等、事実行為に限定されない運営等に関する業務を実施することができる。
- さらに、内閣府ガイドラインでは、運営事業として、「建設」及び「施設の全面除却を伴う再整備」を除く業務を行うことができるとされている。
- ただし、下水道管理の最終責任や、事業計画の策定・変更、補助金に係る手続き、公権力の行使等は下水道管理者に残る。

業務の役割分担の基本的な考え方



# 論点1-②:改築工事の取扱いについて

## 【論点1-②】

○契約期間中に発生する改築工事の契約はどのような取扱いとなるか。

## 【考え方】

○コンセッション事業の範囲に、全面除却を伴わない改築を含めることができる。(内閣府ガイドラインより)

○改築を含む運営事業の場合、事業者選定時には、期中の改築も含めた運営権対価の設定や技術提案等で競争することとなる。

○他方、当初契約時には時期・内容・金額等が確定しない改築工事を含めることは困難である。

○したがって、契約期間中に発生する改築工事は、別途契約を締結して定める旨を運営権実施契約に規定した上で、実際に改築工事が発生した際には、運営権者と特命随意契約することが妥当と考えられる。(この旨を実施方針にも明示することで、事業者選定時に当該改築工事について既に競争原理が働いている。)

○なお、運営事業に含まれた改築事業が、下水道管理者の事由で取り消された場合には、契約違反で違約金を支払うことなどが考えられる。

(備考)

○なお、改築に対し最終的な責任を負う実施主体は下水道管理者である。(下水道法第3条)

○したがって、運営権者が運営事業として行う改築は、下水道管理者との契約に基づく事実行為としての改築工事となる。

(参考)

下水道法

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

# 論点1-③:有資格者の設置義務について

## 【論点1-③】

○コンセッションの場合、下水道法第22条1項に定める、計画及び工事監督管理に係る有資格者を下水道管理者側に置く必要はないのか。

## 【考え方】

○必要ない。(運営権者側に有資格者を置く義務がある。)

- コンセッションを含むPFI事業は、性能発注等のより自由度の高い運営により民間の創意工夫を活かすことを目的としており、施設の運転方法等の詳細は運営権者の自由裁量に委ねることとなる。
- したがって、運営権者が実施することとされた業務の範囲内では、運営権者側に有資格者を置けばよく、下水道管理者側での設置義務は生じない。

(参考)

### 下水道法

(設計者等の資格)

第22条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合(政令で定める場合を除く。)においては、その設計(その者の責任において設計図書を作成することをいう。)又はその工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。)については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

### 下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上等について

(平成17年3月31日 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)

一 有資格者の取扱い等について

(1)有資格者の配置等

包括的民間委託は、性能発注の考え方に基づく民間委託であり、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することが出来るのであれば、処理施設の運転方法の詳細等は民間事業者の自由裁量に委ねるという考え方であることから、受託した民間事業者が、下水処理場等の運転管理等に関して、実質的な責任を負うのであれば、民間事業者側に有資格者を置けばよく、下水道管理者側に置く必要はないこと。

## 【論点1-④-ア】

○運営権者が収受する使用料はどのような手続きで決定されるか。また、下水道条例との関係はどうか。

## 【考え方】

- 実施方針に関する条例及び実施方針に、利用料金に関する事項を記載する。(PFI法第10条の4および5)
- 実施方針に関する条例には、コンセッション事業に共通する利用料金の上限、幅、変更方法などに係る基本原則の根拠を規定する。
- 実施方針には、個別事業に係る利用料金の上限、幅、変更方法等を規定する。
- 運営権者は、実施方針に従い利用料金を定め、下水道管理者に届け出る。(PFI法第10条の10)
- 一方、標準下水道条例第15条により、下水道条例に自治体で使用料を徴収するという規定があるため、運営権者が収受する使用料については、下水道条例において、コンセッションの実施時には、運営権者に対しても別途使用料を支払わなければならない旨の調整規定を置く。

(参考)

### PFI法（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第10条の4 公共施設等の管理者は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

(一～五 省略)

六 利用料金に関する事項

### PFI法（実施方針に関する条例）

第10条の5 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

# 論点1-④-イ： 運営権者が収受する使用料の算定について(利益の考え方について)

## 【論点1-④-イ】

○コンセッション方式による場合に運営権者が収受する使用料に事業報酬(利益)を含めることが可能か。

## 【考え方】

○一定程度の利益や内部留保は許容される。

○一方、「能率的な管理の下における適正な原価」を大幅に超え、地域独占という事業形態を利用して巨利を得ることや非能率的な管理を行うことは是認されない。

○このため、実施契約において、下水道管理者自らが運営した場合の「能率的な管理の下における適正な原価」を参酌した使用料を上限として、設定する等、適切な措置を講ずることが必要。

○運営権者が設定する使用料の上限等の決まりは、予め下水道管理者が「実施方針に関する条例」、及び「実施方針」で定める。

- 現行でも、使用料の算定時に下水道管理者が想定した適正な原価の額よりも実際にかかった費用が小さくなった結果利益を生じる場合や、将来の収入減及び原価の上昇を想定して、中長期的な経営の安定を確保するための費用を原価に計上し利益を生じる場合があり得ることから、これらに基づく一定の利益や内部留保は容認できる。

(参考)

### 下水道法(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

# 論点1-④-ウ: 下水道管理者と運営権者による使用料の個別徴収について

## 【論点1-④-ウ】

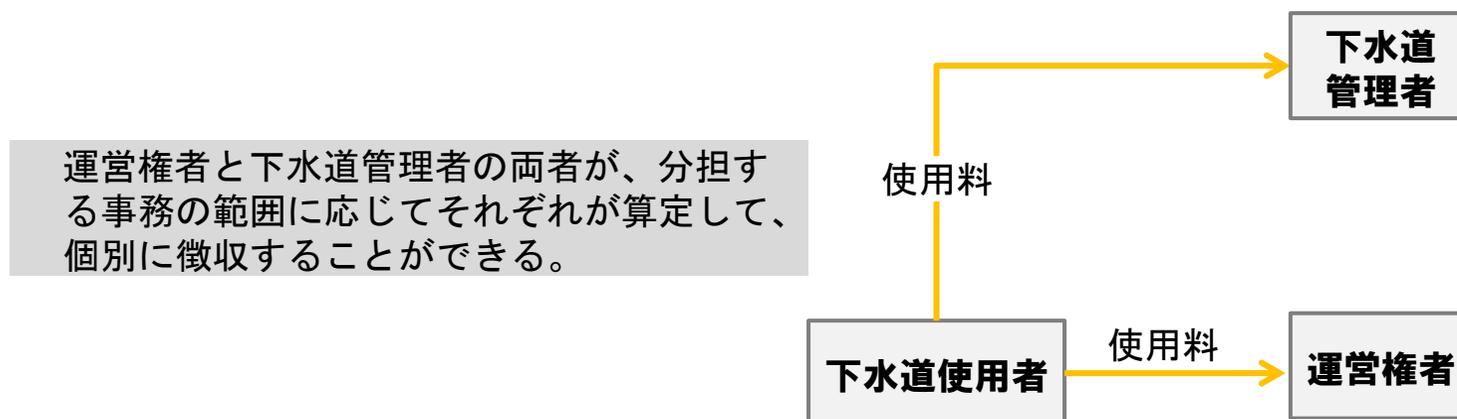
○コンセッション方式であっても下水道管理者が実施すべき業務が残存するため、使用料を下水道管理者と運営権者がそれぞれ個別に徴収することができるか。

## 【考え方】

○個別に徴収することは可能である。

○ただし、その場合、具体の徴収実務は上水道も含め一体的に実施することが望ましい(次頁)。

- 使用料をどのように設定するかについてはPFI法第10条の10第2項で「実施方針に従い定めること」とされている以外に特段の規定はない。
- 仮に下水道管理者が必要な事務を実施しているにも関わらず、これに対応する使用料を自ら徴収できないとした場合、安定的な事務の実施、運営権者の適切なモニタリング、管理に必要な公権力の適切な行使が行われなくなることにより、適切なコンセッションの実施そのものが困難となる可能性がある。
- 下水道施設の維持管理に関する事務の一部に運営権を設定した場合の使用料については、運営権者と下水道管理者の両者がその分担する事務の範囲に応じてそれぞれが算定して徴収することとし、その旨を実施方針に明記した上で、両者がそれぞれ使用料を設定することが妥当である。



# 1-④-エ: 使用料の一体的徴収について

## 【論点1-④-エ】

○顧客の利便性、徴収事務効率の観点から、現在一般的に行われている上水道も含めた一体での料金徴収の枠組みを保持し続けることができるか。

## 【考え方】

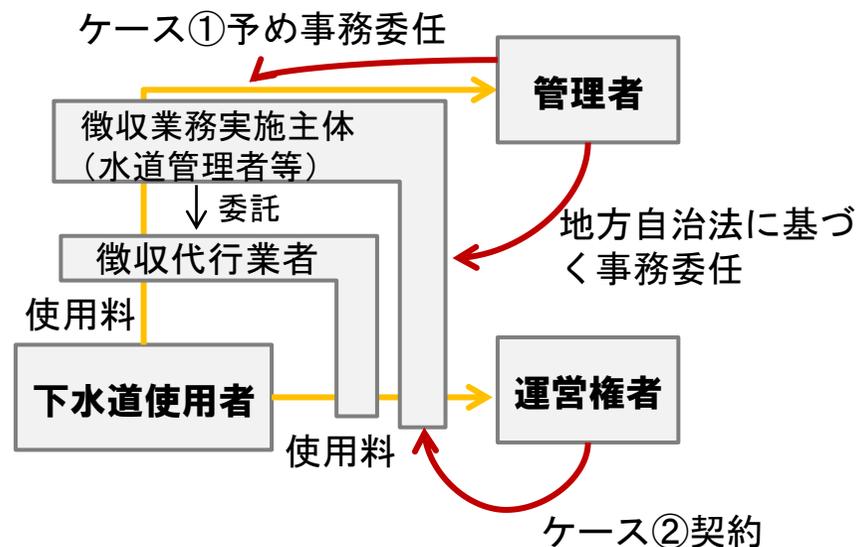
○下記の運用により可能である。

(運営権者收受部分) ①、②のいずれか

- ①下水道管理者が、予め水道管理者に地方自治法に基づく使用料徴収権限の事務委任をしたうえで、運営権者の募集をする方法が考えられる。
- ②運営権者と上水道管理者との間で下水道部分の使用料の徴収についての委託契約の締結等により徴収してもらう方法が考えられる

(下水道管理者徴収部分)

従来通り地方自治法に基づく事務委任による。



# 論点1-④-オ: 運営権者による使用料の強制徴収について

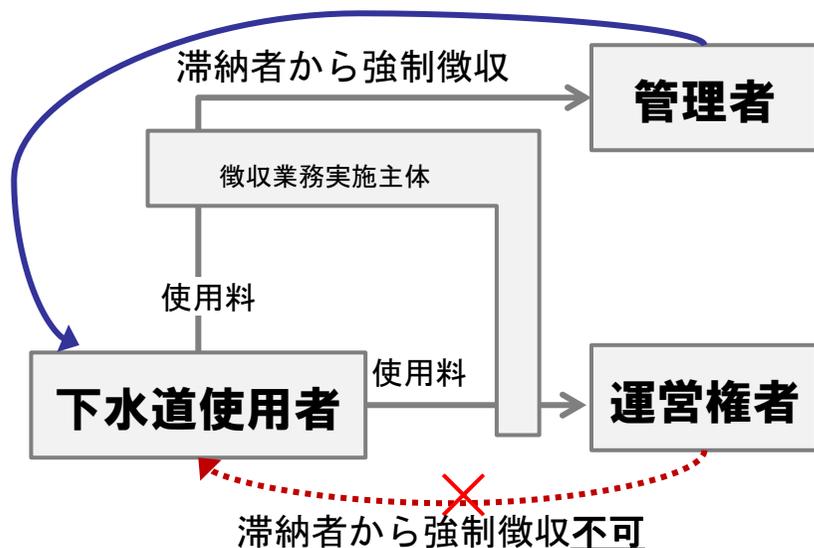
## 【論点1-④-オ】

○コンセッション方式により運営権者が使用料を徴収する場合、強制徴収(滞納処分)ができるか。

### 【考え方】

○強制徴収はできず、民事上の手続きにより債権を回収することとなる。

- 強制徴収には法律上の根拠が必要だが、運営権者が使用料を強制徴収できることとする根拠規定がないため、強制徴収はできず民事上の手続きにより債権を回収することとなる。
- また、コンセッション実施時には、運営権者に対しても別途使用料を支払わなければならない旨を下水道条例に定めることで、運営権者に支払うべき使用料を滞納した者に対し、条例違反による下水道管理者の監督処分の対象とし、滞納発生への抑止力とすることが考えられる。



### (参考) 地方自治法 第231条の3 (抜粋)

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(参考)

### 標準下水道条例 第15条

(使用料の徴収)

市(町村)は、公共下水道の仕様について、使用者から使用料を徴収する。

### 下水道法 第38条

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、**次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。**

1. この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
2. この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
3. 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

### 下水道法 第46条

第12条の5(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は**第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。**

# 論点1-⑤ 契約期間について

## 【論点1-⑤】

○コンセッションの契約期間は何年程度となるか。

## 【考え方】

○コンセッションの契約期間に制限はないが、30年程度を目安とすることが考えられる。

- 地方公共団体の債務負担行為期間の上限については法律上の制約はない。
- 運営権者が安定的にその技術力やノウハウ、事業を効率化・最適化していくためには、一定以上の契約期間が必要と考えられる。
- 一方、極端に長期の契約は現実的でなく、既存施設の耐用年数や改築事業の発生時期等を勘案して事業毎に適切に設定すべきであるが、民間の創意工夫を最大限引き出すためには、現行のPFI事業より長い期間が望ましい。
- 現行の下水道PFI事業の契約期間は20年程度が一般的である。

(参考) なお、PFI法上、国がPFI事業を行う場合の債務負担行為は30箇年以内とされている。

(参考：PFI事業実施例)

地方公共団体	事業種別	概要	事業期間
東京都	消化ガス発電	発電設備整備・運営	約20年
横浜市	改良土製造	改良土プラント増設・運営	約10年
	消化ガス発電	発電設備整備・運営	約20年
	汚泥燃料化	汚泥燃料化施設整備・運営	約20年
黒部市	消化ガス発電・汚泥燃料化	バイオマス利活用施設整備・運営	約15年
大阪市	消化ガス発電	消化ガス発電設備整備・運営	約20年
	汚泥燃料化	汚泥燃料化施設整備・運営	約20年

(参考)

### PFI法(国の債務負担)

第11条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降30箇年度以内とする。

項目	主な論点	
1. 法制度	①運営権者が実施できる業務・下水道管理者が引き続き行う業務について	
	②改築工事の取り扱いについて	
	③有資格者の設置義務について	
	④使用料について	ア. 運営権者が収受する使用料の決定方法について
		イ. 運営権者が収受する使用料の算定について (利潤の考え方について)
		ウ. 下水道管理者と運営権者による使用料の個別徴収について
エ. 使用料の水道との一体的な徴収について		
オ. 運営権者による使用料の強制徴収について		
⑤契約期間について		
2. 財源とその流れ	①下水道事業の財源構成について	
	②財源の前提条件	
	③使用料及び一般会計繰出金の配分について	
	④使用料の配分方法について	
	⑤財源とその流れ	
	⑥運営権対価の支払い方法について(一括、分割)	

# 論点2-① 下水道事業の財源構成について (第1回検討会資料を引用・加筆)

## 従来事業実施時



## コンセッション時

【事業費ベース】

総事業費	国費	地方単独費
	地方費	
	受益者負担金	

【事業費ベース】

総事業費	国費	民間資金
	民間資金	
	受益者負担金	

【経営ベース】

<支出>

<収入>

建設費地方債償還 (元利償還)	一般会計 繰出金
維持管理費	下水道使用料 収入

【経営ベース】

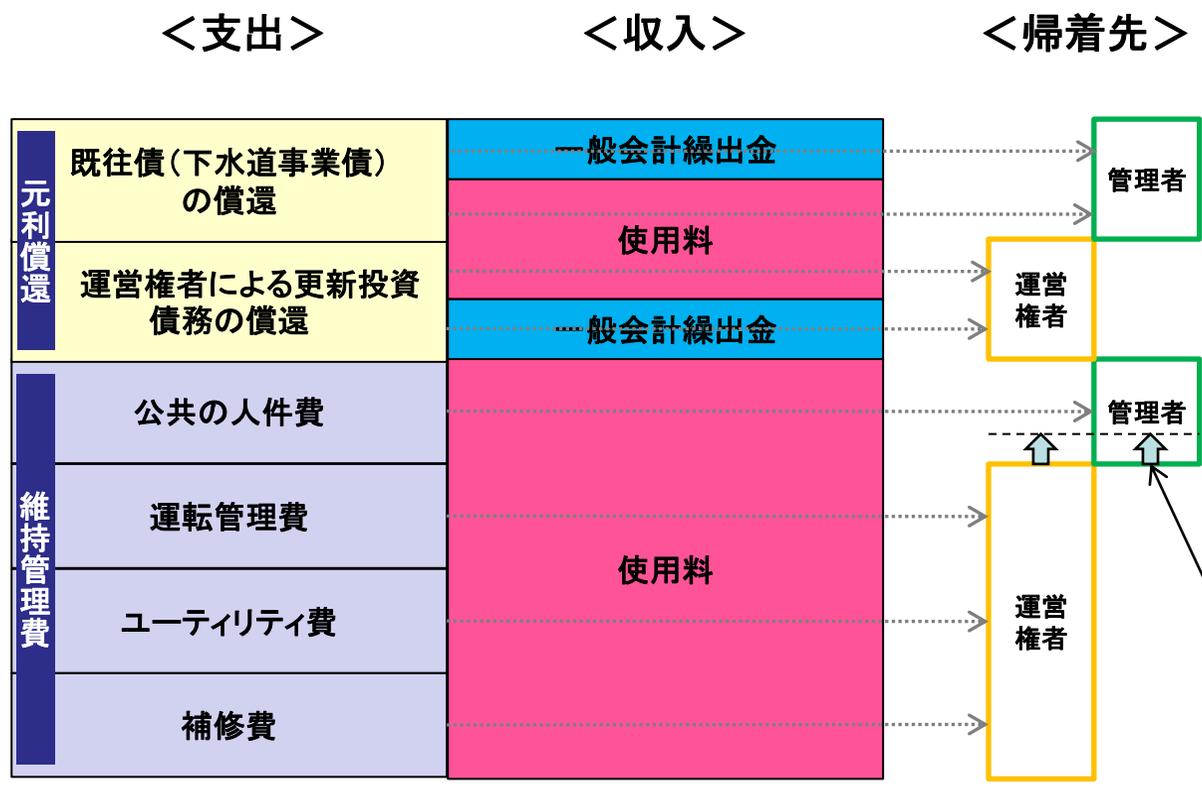
<支出>

<収入>

建設費地方債償還 更新投資民間借入償還 (元利償還)	一般会計 繰出金
維持管理費 (管理者分、 運営権者分)	下水道使用料 収入

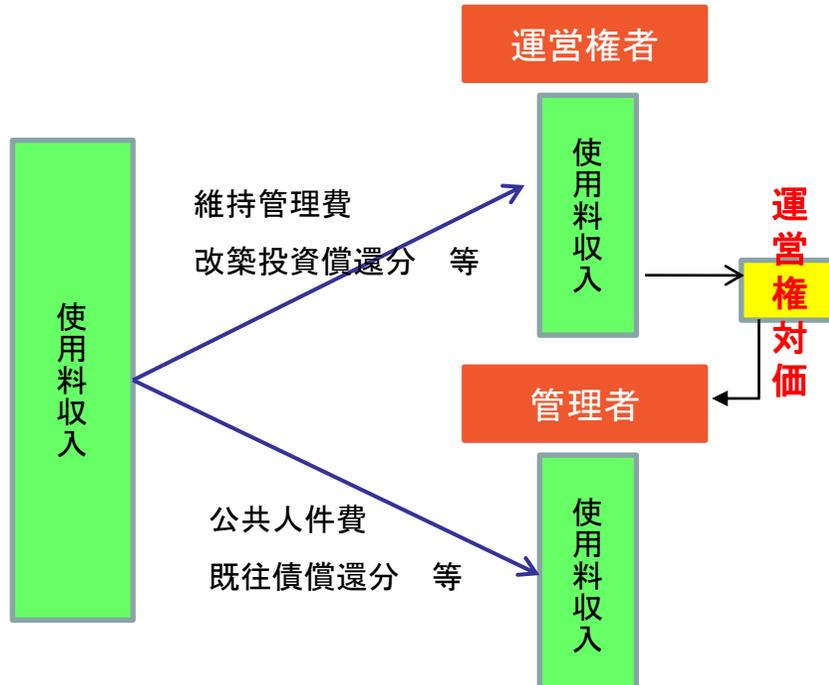
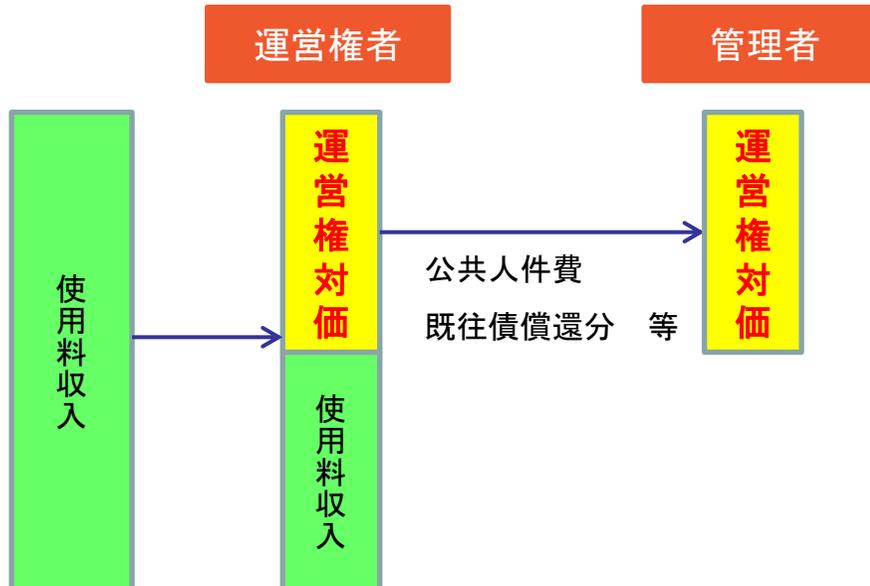
# 論点2-② 財源の前提条件

主体	項目	前提
下水道管理者	<u>下水道管理者が過去に発行した下水道事業債の元利償還(既往債償還)</u>	○下水道管理者が引き続き償還し続ける。 ○償還財源は、①運営権対価、②下水道使用料、③一般会計操出金 となる。
運営権者	運営権者が契約期間中に実施する改築更新投資の財源	○工事費財源は、①国庫補助金(交付金)、②民間資金とし、民間資金の元利償還財源は、①下水道使用料、②一般会計操出金 となる。  (参考) <b>【国庫補助金】</b> 「地方公共団体がPFI事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省基本方針」(平成16年3月 国土交通省) (抜粋)『BTO、BOTともに、PFI事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。』  <b>【地方財政措置】</b> 「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日 自治事務次官通知) (抜粋) 第3 PFI事業に係る地方財政措置 ① 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む)するもの又はPFI契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。 ② 通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。



⇒使用料、一般会計繰出金ともに、下水道管理者及び運営権者の双方に配分する必要がある。

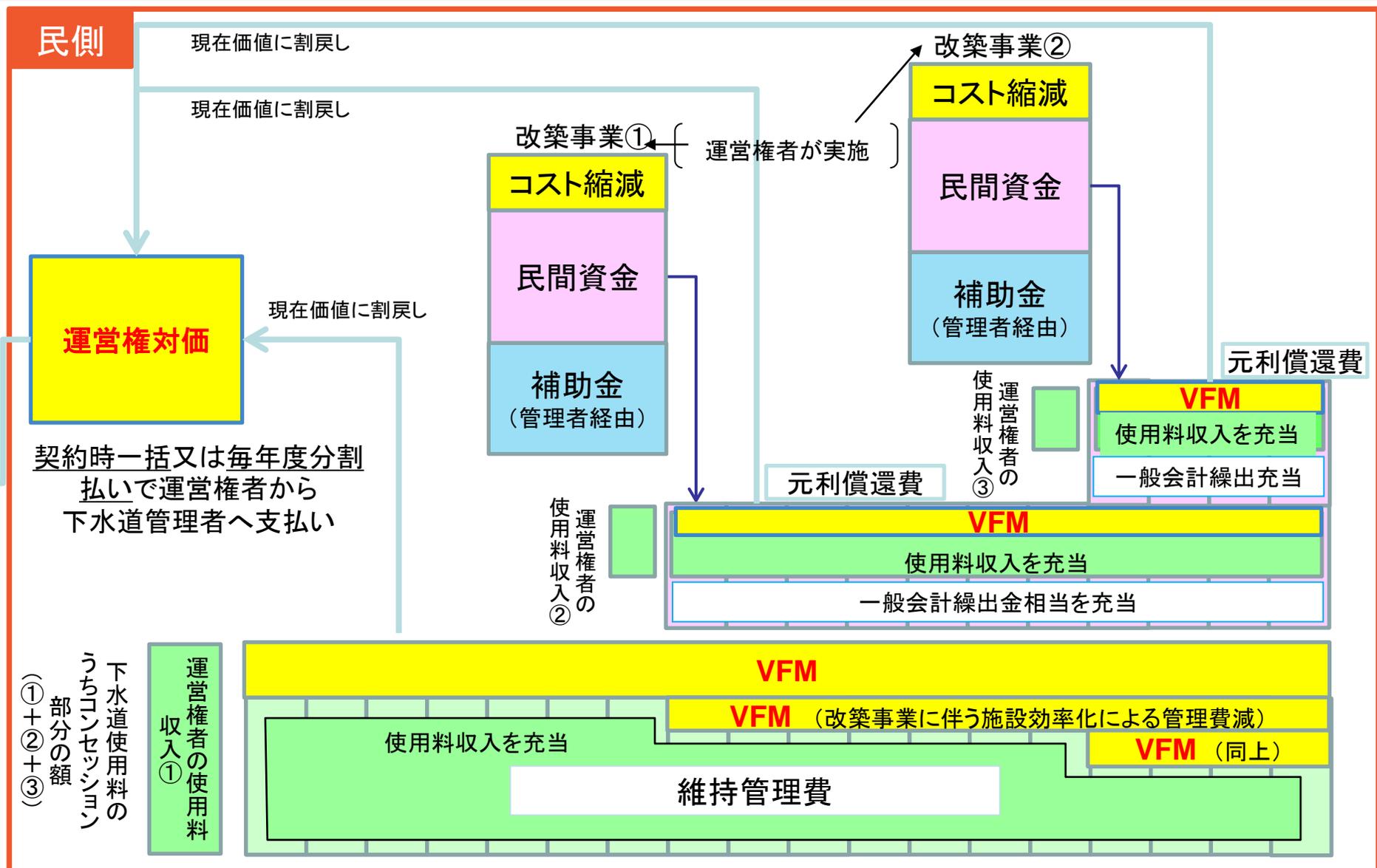
# 論点2-④使用料の配分方法について

方法	①使用料を個別に徴収	②運営権対価を使う方法
スキーム	 <p>運営権者</p> <p>管理者</p> <p>使用料収入</p> <p>使用料収入</p> <p>維持管理費 改築投資償還分 等</p> <p>公共人件費 既往償還分 等</p> <p>運営権対価</p>	 <p>運営権者</p> <p>管理者</p> <p>使用料収入</p> <p>運営権対価</p> <p>使用料収入</p> <p>運営権対価</p> <p>公共人件費 既往償還分 等</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約段階では、期中に発生する将来の改築の時期や内容が確定しないため、改築に係る償還分(運営権者取り分)を明確にすることは困難と考えられる。</li> <li>● 管理者側の既往償還分は毎年減少していくに伴い、官民間での使用料配分も毎年変更するため、頻繁な使用料改定が必要となり手続きが極端に煩雑になるのではないかと考えられる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営権対価を契約時に一括で支払う場合、運営権対価の資金調達コストがかかる。</li> <li>● 管理者側の既往債と人件費等の必要コストを確実に回収出来るよう、(必要コスト) ≤ (運営権対価)とする旨を実施方針に記載する必要があると考えられる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">○</p>

# 論点2-⑤ 財源とその流れ(使用料を個別に徴収する場合)※第5回検討会資料に一部加筆・修正

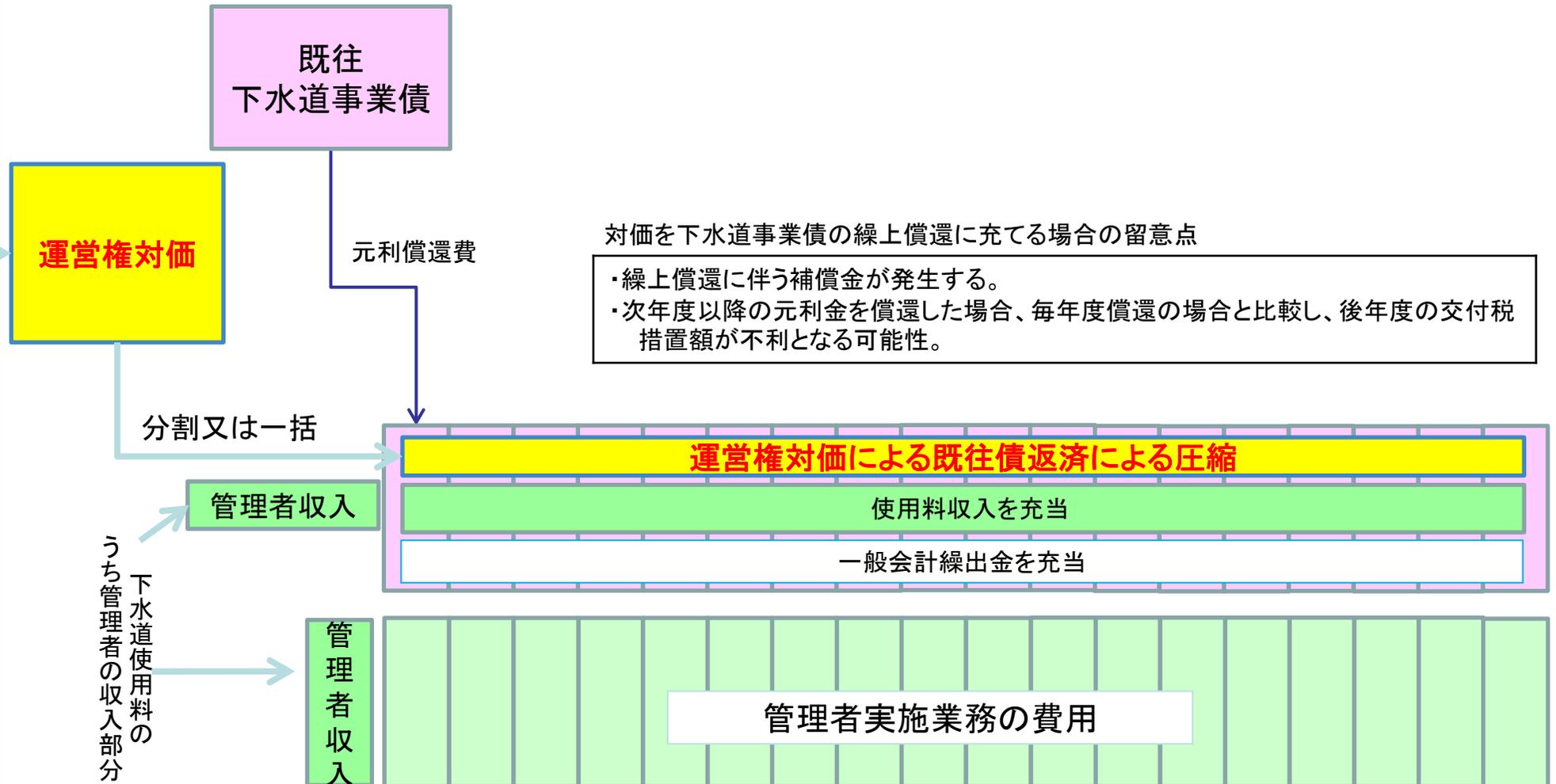
- 契約時一括又は毎年度分割払いで運営権者から下水道管理者へ「**運営権対価**」を支払う。
- 「**運営権対価**」の原資は、コンセッション事業期間中に生み出されるVFM。

官側  
既往債務の償還の追加的原資等に  
充当



- 「**運営権対価**」の受取によって、下水道管理者側は既往債の一部を償還等に充てることが考えられる。
- その他のコスト(残りの既往債や管理者実施業務費用)は、使用料及び一般会計繰出金によって賄う。

官側

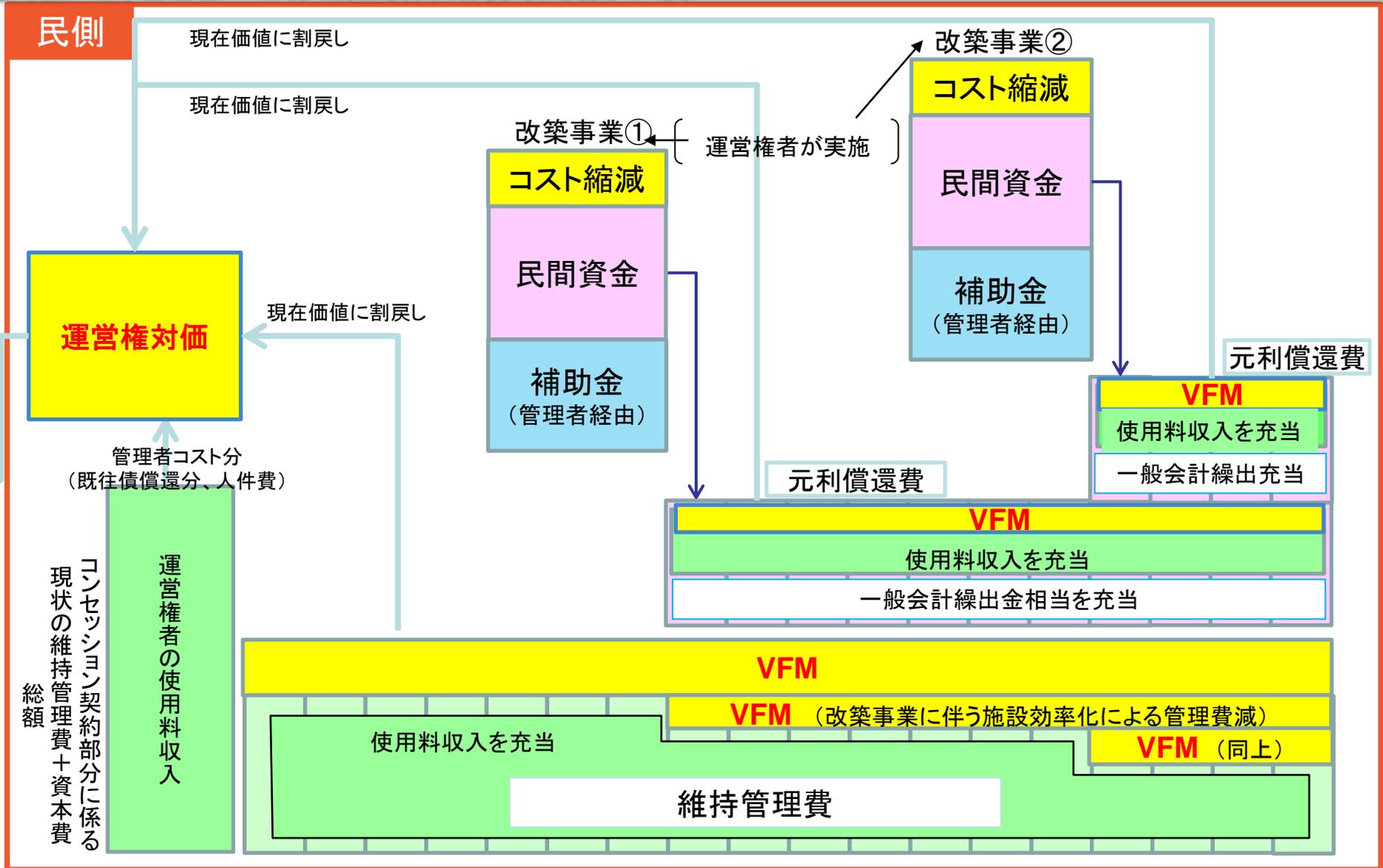


# 論点2-⑤ 財源とその流れ(運営権者が使用料を収受する場合)

- 契約時一括又は毎年度分割払いで運営権者から下水道管理者へ「運営権対価」を支払う。
- 「運営権対価」の原資は、コンセッション事業期間中に生み出されるVFM。
- 運営権対価には、管理者コスト分(既往債、人件費等)も含まれる。

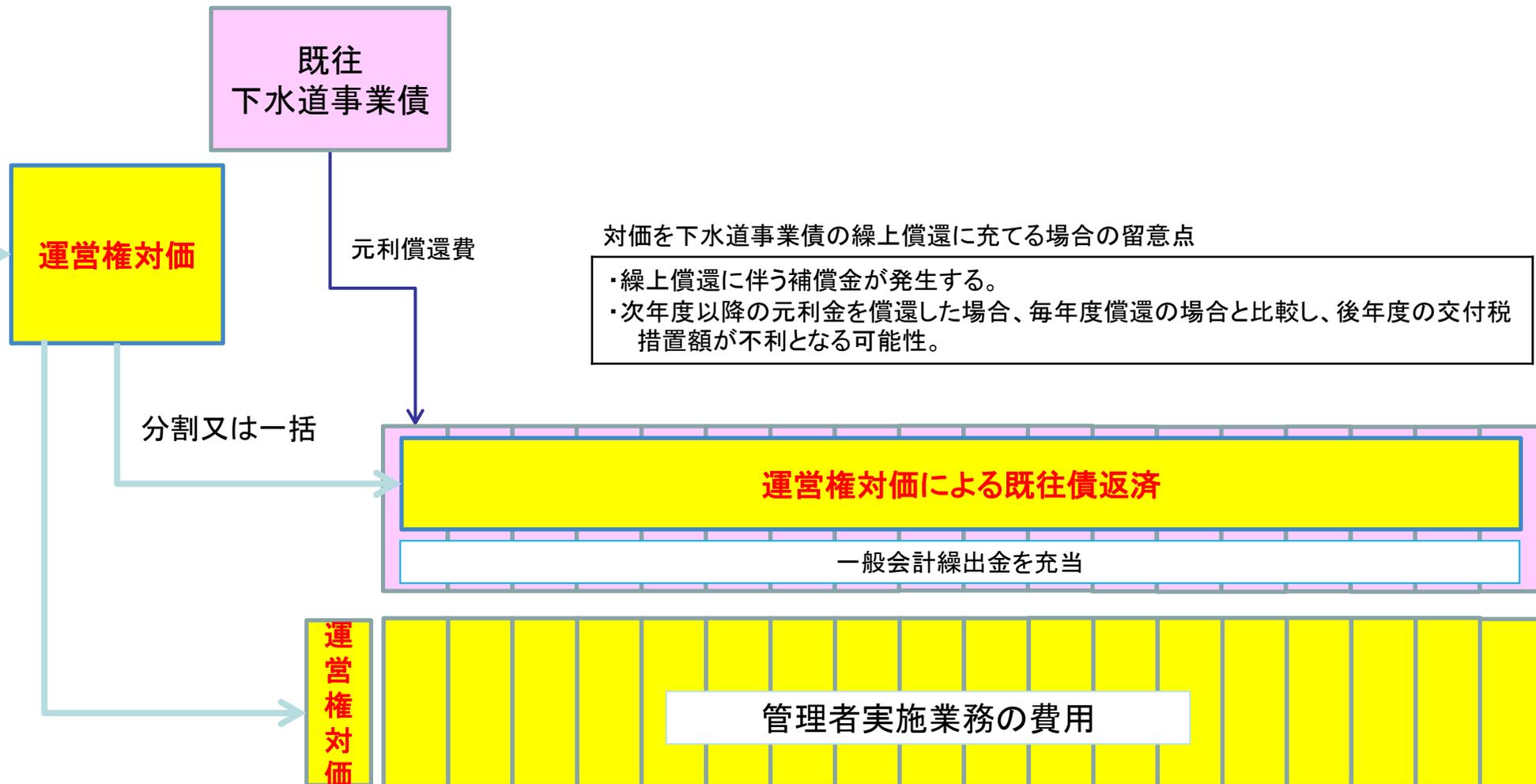
官側

既往債務の償還の原資や公共人件費等に充当



- 「**運営権対価**」の受取によって、下水道管理者側は既往債の一部の償還、人件費等を賄う。
- 残りの既往債償還は、一般会計繰出金によって賄う。

## 官側



○運営権者から下水道管理者へ支払われる「運営権対価」は契約時一括又は毎年度分割払いが考えられるが、事業者選定に先立って、各支払方式の特徴、地方公共団体の会計ルール、運営権者や金融機関の意向を踏まえ選択していくこととなる。

運営権対価の支払方法	特徴
契約時一括払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓運営権者に運営権対価の支払いに係る資金調達コストが発生。</li> <li>✓資金調達に伴い、金融機関等が事業に参画するため、事業の経営規律向上が期待できる。</li> </ul>
毎年度分割払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓運営権対価の支払いに伴う資金調達コストが発生しない。</li> <li>✓運営権対価の支払いに係る借入が発生しないため、金融機関等による経営規律の発揮が期待できない。</li> </ul>